



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 石橋 保彦
(コード番号：6249)
問合せ先 総務部長兼IR室長 藪中 潔
(TEL：03-5214-4777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 4 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（定款第 30 条及び第 41 条）。

なお、取締役の責任免除の規定（定款第 30 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日（金）

以 上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 30 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 30 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 41 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 40 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 42 条～第 47 条 (現行どおり)</p>